

令和5年度

富山県基礎スキー指導員会

総会資料

令和5年1月8日

1. 令和4年度 事業報告および決算報告
2. 会計監査報告
3. 令和5年度 事業計画および予算
4. 新入会員
5. 役員名簿
6. ブロック・クラブ名簿
7. 規約

令和4年度事業報告

1. 令和4年度総会資料配布

日時 令和4年1月9日（日）
会場 立山山麓スキー場

2. 県スキー技術選手権大会

日時 令和4年1月22日（土）
会場 たいらスキー場
内容 賞金授与

3. 全日本スキー技術選手権大会

日時 令和4年3月2日（水）
会場 長野県・八方尾根スキー場
内容 出場選手へ激励金贈呈

4. 60周年記念事業

記念事業費の積み立て
記念誌委員会

5. ホームページ画面の充実

各種事業の案内
会員相互交流
掲載記事募集など
ホームページ <http://toyama-ski-instructors.org>
メール info@toyama-ski-instructors.org

令和4年度決算報告

令和3年12月1日～令和4年11月30日

収入の部

科目	予算額	決算額	備考
繰越金	178,798	178,798	
年会費	642,000	616,000	1,000円×616名
年会費（新規）	10,000	10,000	1,000円×10名*
入会金	20,000	20,000	2,000円×10名*
ネームプレート代	10,000	10,000	1,000円×10名*
雑収入	202	10	
合計	861,000	834,808	

*昨年、未収1名分含む

支出の部

科目	予算額	決算額	備考
総会費	70,000	34,700	総会資料代/役員宿泊費等
事業費	0	90,000	懇親会補助金
	90,000	90,000	県技術選賞金
	120,000	120,000	全日本技選激励金
	50,000	82,840	HP制作費/サーバ代等
	20,000	8,800	ネームプレート代
特別研修会	0	0	理論研修中止
	50,000	12,000	スノーフェスティバル補助金
徴収手数料	30,000	30,000	県連事務局
事務費	5,000	4,630	通信費/事務用品/取材費
	5,000	4,600	役員会議費
記念事業積立金	300,000	200,000	
繰越金	121,000	157,238	
合計	861,000	834,808	

60周年記念事業(2028年秋)特別会計

科目	決算額	備考
繰越金	1,400,000	令和3(2021)年度繰越金
積立金 2022年度	200,000	
合計	1,600,000	

会計監査報告書

令和4年度の収支決算につきまして、令和4年12月3日に監査しましたところ、帳簿その他、適正に処理されておりましたので、報告いたします。

令和5年1月8日

山本秀明

吉川貞

令和5年度事業計画（案）

6. 令和5年度総会資料配布

日時 令和5年1月8日（日）
会場 立山山麓スキー場

7. 県スキー技術選手権大会

日時 令和5年1月21日（土）
会場 たいらスキー場
内容 賞金授与

8. 全日本スキー技術選手権大会

日時 令和5年3月8日（水）
会場 長野県・八方尾根スキー場
内容 出場選手へ激励金贈呈

9. 60周年記念事業

記念事業費の積み立て
記念誌委員会

10. ホームページ画面の充実

各種事業の案内
会員相互交流
掲載記事募集など
ホームページ <http://toyama-ski-instructors.org>
メール info@toyama-ski-instructors.org

令和5年度予算（案）

令和4年12月1日～令和5年11月30日

収入の部

科目	前年決算額	予算額	備考
繰越金	178,798	157,238	
年会費	616,000	616,000	1,000円×616名
年会費（新規）	10,000	10,000	1,000円×10名
入会金	20,000	20,000	2,000円×10名
ネームプレート代	10,000	10,000	1,000円×10名
雑収入	10	62	利息など
合計	834,808	813,300	

支出の部

科目	前年決算額	予算額	備考
総会費	34,700	70,000	総会資料代/役員宿泊費等
事業費	90,000	50,000	懇親会補助金
	90,000	90,000	県技術選賞金
	120,000	120,000	全日本技選激励金
	82,840	12,000	HPサーバ管理/維持費
	8,800	10,000	ネームプレート代
特別研修会	0	0	理論研修中止
	12,000	50,000	スノーフェスティバル補助金
徴収手数料	30,000	30,000	県連事務局
事務費	4,630	5,000	通信費/事務用品/取材費
	4,600	5,000	役員会議費
記念事業積立金	200,000	200,000	
繰越金	157,238	171,300	
合計	834,808	813,300	

新入会員名簿（準指導員）

No.	氏名	所属クラブ
1	中野有美	富山県野外活動研究会
2	野 敦	射水市スキー協会

新入会員名簿（認定指導員）

No.	氏名	所属クラブ
1	才記 由次	アプレスキークラブ
2	山本 寛則	キャストスキークラブ
3	八崎 博樹	大山体育協会スキークラブ
4	西川 一郎	射水市スキー協会
5	島倉 昌之	射水市スキー協会
6	斎勝 慎一	射水市スキー協会
7	宮越 純	サンシャインスキークラブ
8	土田 晃	富山らいちょうクラブ

富山県基礎スキー指導員会役員名簿

役職名	氏名	所属	電話	〒	住所
名誉会長	原嶋 巍	宇奈月 SC	0765-62-1546	938-0282	黒部市宇奈月温泉 431-13

役職名	氏名	所属	電話	〒	住所
会長	田澤 賢次	富山医薬大 SC	0766-56-5631	939-0364	射水市南太閤山 7-18
副会長	分部 俊夫	北陸電工 カンガルーSC	076-429-4638	937-0055	富山市月岡西緑町 22-8
	菅谷 俊成	高岡 SA	0766-54-5256 090-9448-0300	934-0098	高岡市上牧野 11-1
幹事長	水木 潔	立野ヶ原 SC	090-2377-1461	939-1345	砺波市林 1018-6
庶務	山林 豊樹	大山体育協会 SC	0764-72-6364	930-0412	上市町広野 1768
幹事	米丘 友明	朝日 SC	0765-83-2756	939-0744	朝日町平柳 140-14
幹事	永森 岳夫	富山スキー クレージークラブ	076-423-2717	930-0944	富山市開 409-1 エクメーネ開 205
幹事	天野 智順	射水市スキー協会	0763-22-7615	939-1563	南砺市福野 1187-5
幹事	徳本 なぎさ	富山スポーツマン SC	0765-32-8477	937-0034	魚津市東城 4140
幹事	中田 岸男	宇奈月 SC	0765-52-2052	938-0806	黒部市前沢 1546-9
会監 計査	山本 秀明	入善町スキー協会	0765-78-1217	938-0102	入善町古林 132
	吉川 貢	大山体育協会 SC	076-468-1341	939-2251	富山市下大久保 2085-1
	山崎 宏	上平 SC	0763-67-3547	939-1971	南砺市小瀬 54

富山県基礎スキー指導員会ブロック

2022/11

『東部ブロック』 17クラブ

朝日SC、ブルースカイSC、宇奈月SC、魚津教員SC、YKKSC、
入善町スキー協会、立山SC、魚津レーシングチーム、上市SC、黒部SC、
地鉄・立山開発SC、ミルキーウェイSC、STなめりかわ、REVERSE・SC、
富山らいちょうクラブ、立山フォックスSC、チーム・ピステ

『中部ブロック』 20クラブ

大山体協SC、山田牛岳SC、グローバルSC、富山スキークレージーSC、
サンシャインSC、北陸電力SC、チームランプジャック、チームマンゾク、
富山スポーツマンSC、キャストSC、県庁山岳SC、富山医薬大SC、
アプレSC、富山大学基礎SC、スキーチームアイガー、富山FSC、
富山ルイードSC、SNOW WIZARD、翠華堂SC、OHYAMAスポーツクラブ

『西部ブロック』 15クラブ

射水市スキー協会、高岡市スキー連盟、立野ヶ原SC、上平SC、平SC、
利賀SC、庄川牛嶽SC、福野SC、井波SC、砺波市スキー連盟、TJR、
小矢部市SC、福光SC、LBスキークラブ、富山県野外活動研究会

富山県基礎スキー指導員会規約

第1条 名称

本会は、「富山県基礎スキー指導員会」と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は、富山県スキー連盟（以下、「県連」という）事務所内におく。

但し、業務の円滑な遂行のため、別に連絡所をおくことができる。

第3条 会員

本会は、県連に登録の SAJ 公認指導員及び認定指導員をもって構成する。

第4条 目的

本会は、県連所属団体員及び一般スキーヤーに対し、正しいスキー技術を指導するため指導員として資質向上に努め、スキー道徳の向上と障害予防を図るとともに、会員相互の親睦交流を図ることを目的とする。

第5条 事業

本会は、第4条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 県連及びその他の団体の要請により、各々の事業に対し援助協力すること。
2. スキー技術及びマナーに関する指導講習会、障害予防及び対策についての広報活動に関すること。
3. 会員相互の技術、人格向上を図るため、各種の研修会、集会の開催及び参加。
4. その他本会の目的達成に必要な事業。

第6条 ブロック制

1. 本会に、第4条の目的を円滑に遂行し、会員の親睦と広く役員を選出することを目的として、次のとおりブロック制をおく。
 - ア. 東部ブロック
 - イ. 中部ブロック
 - ウ. 西部ブロック
2. ブロックの区域割は、別に定める。

第7条 役員

本会には次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
幹事長	1名
幹事	3名
会計監査員	3名

第8条 名誉会長

1. 本会に名誉会長をおくことができる。
2. 名誉会長は、現役員の推薦により総会で決議する。
3. 名誉会長は、会の運営に関して大局的な見地から助言を行う。

第9条 役員の選出

1. 会長、副会長並びに幹事は、現役員の推薦により総会で決議する。但し、幹事長並びに会計担当幹事は、幹事の中から会長が指名する。
2. 幹事及び会計監査員の選出は、各ブロックより選出し、その数を次のとおりとする。

東部ブロック	幹事 3名	会計監査員 1名
中部ブロック	幹事 3名	会計監査員 1名
西部ブロック	幹事 3名	会計監査員 1名

第10条 役員の任務

役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 幹事長は、会長、副会長を補佐し、幹事を統括する。
4. 幹事は、第5条の事業を分担する。
5. 役員は、それぞれの選出されたブロックを統轄し、当該ブロックに関する連絡、その他の業務を分担する。
6. 本会の会計監査は、各ブロックから選出された会計監査員が行う。

第11条 役員等の任期

役員並びに会計監査員の任期は、1期2年とする。

但し、再任は妨げない。

第12条 連絡員

本会の事務の円滑な連絡を図るため、県連所属団体ごとに連絡員をおき、会長がこれを委託する。

第13条 会議

議事は、出席者の多数決により、これを決する。

第14条 会計

1. 本会の会計は、下記による。

ア. 会費	1,000 円
イ. 入会金	2,000 円
ウ. 寄付金及びその他の収入	

第15条 脱退・除名

1. 2年間連続して会費を納入しないときは、本会を脱退したものとみなす。
2. 本会の会員たるにふさわしくない行為のあったときは、総会の決定により、これを除名する。

付則 本規約は、昭和44年10月1日から実施する。

平成3年12月21日改正
平成23年1月8日改正
平成31年1月12日改正